

令和8年度武蔵村山市雨水貯留槽設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留槽を設置した者に対し武蔵村山市雨水貯留槽設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、雨水の利用を促進し、もって水循環の再生を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留槽 雨どいに接続することにより、屋根に降った雨水をためるための貯留槽をいう。
- (2) 雨水利用 雨水を雨水貯留槽（以下単に「貯留槽」という。）に貯留し、樹木、道路等への散水、防火用水等に活用することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、武蔵村山市内に住宅を所有し、又は武蔵村山市内にある住宅を使用する者であって、令和8年4月1日から令和9年2月1日までの間に貯留槽を購入し、当該住宅の用に供する敷地内に貯留槽を設置したものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 貯留槽を設置する住宅が不動産業者、建築業者等により売買を目的として所有され、又は使用されている場合
- (2) 貯留槽を設置する敷地又は住宅の所有者が貯留槽の設置について同意しない場合
- (3) 補助金の交付を受けようとする者が市税等を滞納している場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、貯留槽の本体の価格（消費税及び地方消費税を含む。）に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と35,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、その総額は、予算で定める額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市雨水貯留槽設置補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同一の敷地について1回に限り行うことができる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、武蔵村山市雨水貯留槽設置補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(設置の完了報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金に係る貯留槽の設置が完了したときは、武蔵村山市雨水貯留槽設置完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月1日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 貯留槽の設置に係る領収書等、購入店名、購入年月日及び購入金額を確認することができる書類又はその写し
- (2) 貯留槽の設置状況（雨どいを接続した部分を含む。）を確認することができる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、武蔵村山市雨水貯留槽設置補助金交付確定通知書（第4号様式）により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、武蔵村山市雨水貯留槽設置補助金交付請求書（第5号様式）により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、補助金の交付請求等の手続は、武蔵村山市会計事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第52号）及び武蔵村山市下水道事業の財務の特例を定める規則（令和2年武蔵村山市規則第22号）に定めるところによる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(維持管理の義務)

第11条 補助金の交付を受けて貯留槽を設置した者は、当該貯留槽を良好な状態で管理

し、雨水利用の推進に努めなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。